

総合評価落札方式による評価の基準【造林・保安林整備】

(令和2年8月3日以降適用)

① 必須項目（標準点）の基準

評価項目	評価基準		評価点
実施体制	事業期間の設定の適切性	事業計画の工程表（別紙様式7）で公告の事業期間内となっていれば適切と認める	3項目すべてが適切と認めれば
	工程管理の適切性	事業計画の工程表（別紙様式7）で公告の作業方法で適切な作業の進行計画となっていれば適切と認める	
	事業実施に必要な有資格者の有無	配置予定技術者の資格・経験及び従事予定の技能者の資格等（別紙様式3、4）で公告の資格要件を満たしていれば適切と認める	100点

② 加算項目（加算点）の基準

評価項目	評価基準		評価点
事業計画	事業計画上の考慮事項についての工夫・提案	事業の実施方法、手順等に関し、設計図書で定める以上の工夫・提案の採択件数により加点評価する	配点 50点
	工程管理についての工夫・提案	現地の状況や気象条件を踏まえた作業時期の設定等・工程管理が適切に行われている提案の採択件数により加点評価する	
	示された課題についての工夫・提案	自然環境への配慮、生産性向上等に関し、設計図書で定める以上の工夫・提案の採択件数により加点評価する	
	品質管理についての工夫・提案	発注者が指定した工法等における品質の確認方法及び管理方法に係る提案の採択件数により加点評価する	
	安全管理についての工夫・提案	設計図書、関係法令に定める以上の安全対策の工夫・提案の採択件数により加点評価する	
企業の事業実績	同種事業の実績	国有林、国の機関、都道府県又は市町村（以下「国有林等」という）の事業における元請・下請実績について加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前15ヶ年度内の実績）	配点 19点
	事業成績評定点	評定の結果により加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前2ヶ年度の平均点）	
	事業に関する表彰実績	国有林等における同種事業の表彰実績により加点評価する（公告日以前10年間）	
	本店、支店又は主たる営業所の所在地の有無	当該事業実施県内等の拠点の有無について加点評価する	
	低入札の有無	低入札調査対象となったことがないか、または調査対象となった事業の成績評定点のすべてが一定点以上の場合加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前2ヶ年度）	
配置予定	配置予定技術者の事業経験	国有林等における、同種の事業実績について加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前15ヶ年度）	配点 12点
	配置予定技術者等の保有資格	技術士・技術士補（森林部門、環境部門）、林業技士（林業機械及び林業経営部門）、作業士（都道府県知事認定）等、技術	

定 技 術 者 等 の 能 力	(事業に従事する予定の全ての者を対象)	職員(造林又は素材生産の事業者の実行に関し専門的な知識を持つ者(公告日が属する年度の前年度以前10ヶ年度以上の経験を有する者))の有無について加点評価する(各資格は有効期限内のものに限る)	
	配置予定技術者等の研修等の受講状況(同上)	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設・森林作業システム・高度架線技能研修者育成研修等に関する研修の受講者について加点評価する 林業に関する継続教育(CPD)を受講しているかについて加点評価する(公告日が属する年度の前年度)	
地 域 へ の 貢 献	災害協定の有無	国有林等又は国有林以外の国との協定等について加点評価する	配点 29点
	防災活動に関する表彰の実績	国有林等又は国有林以外の国、国の機関、都道府県又は市町村からの表彰・感謝状の実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	ボランティア活動(防災活動に関する表彰を除く)の実績の有無	国有林等又は国有林以外の国における地域連携活動、社会貢献活動、防災情報の提供、災害復旧時の機械・資材・労務の提供等の実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	有害鳥獣捕獲に関する協力の実績	有害鳥獣捕獲に係る従事者証の交付実績の有無(直接雇用する者を含む)及び有害鳥獣捕獲への協力の実績の有無について加点評価する(公告日以前2年間)	
	国土緑化活動等に対する取組み	分収育林、分収造林、法人の森又はその他の森林づくり活動について、国有林での取組の実績(公告日以前10年間)、分収育林・分収造林の契約の実績又は国有林以外での当該取組実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	地域の民有林管理への貢献	森林経営管理法に基づき経営管理実施権の認定等を市町村から受けているか、森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として都道府県から公表されているか、又、「育成を図る林業経営体」としての認定の有無、森林経営計画を自ら作成し認定を受けた否か及び前年度における民有林で森林整備を請け負った実績について加点評価する	
作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の過半数が、当該事業実施箇所を管轄する森林管理署等の管内に居住しているかについて加点評価する		
企 業 の	伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定(所属する業界団体等が作成した規範を含める)しているかについて加点評価する	配点 50点
	月給制への対応	事業に従事する作業員に月給制を導入しているかについて加点評価する	
	作業員の雇用形	事業に従事する作業員の50%以上が直接雇用かつ常用雇用者	

信 態	であるかについて加点評価する
頼 性	
労働福祉の状況	事業に従事する作業員のうち、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の事実について加点評価する
働き方改革の取組	生産性の向上、現場従事者の技術向上、休暇日数の確保等に取組んでいる実績について加点評価する
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組の推進の事実（「えるぼし・プラチナえるぼし認定企業」女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けその実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していることの有無。「くるみん・プラチナくるみん認定企業」「ユースエール認定企業」）の有無及び若手技術者の雇用、確保・育成等について加点評価する
安全対策	・休業4日以上労働災害の有無について加点評価する（公告日以前1年間） ・直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいるかどうかについて加点評価する
林業事業経営体登録の有無	「林業事業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24.2.28長官通知）に基づく認定の有無について加点評価する
不誠実な行為	国有林の発注事業（立木販売含む）において、指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたことがないことについて加点評価する（公告日以前2年間）

注1) 国の機関とは、農林水産省（国有林を除く）及び他省庁、独立行政法人をいう。

注2) 国有林とは、林野庁、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）・都道府県または市町村をいう。

注3) 国有林等とは、国有林、国の機関、都道府県または市町村をいう。

注4) 配置予定技術者等の保有資格における「造林又は素材生産の事業の実行に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者」とは、入札公告日以前10年以上あること、かつ年間少なくとも1回以上従事している者とする。

注5) 地域の民有林管理への貢献における森林経営管理法に基づく経営実施権の認定の有無、森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者としての公表の有無、又、「育成を図る林業経営体」に都道府県から選定されているかの有無については、複数の認定等に該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

注6) 作業員の地元雇用については、住所を証明する書類として免許証等の公的書類の写しを添付すること。なお、個人情報保護の観点から、氏名と住所（市町村までとする）以外の項目は黒塗りとする。

注7) 伐採・造林に関する行動規範の策定については、策定した行動規範の写し及び所属する業界団体が策定した行動規範の写しを添付すること。

注8) ワーク・ライフ・バランス等の推進における「えるぼし・プラチナえるぼし認定企業」については、女性の職業生活における活躍に関する法律に基づく認定を受けその実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表しているか、一般事業主行動計画を策定していること。（策定義務の無い事業主に限る）「くるみん・プラチナくるみん認定企業」については、認定基準7, 8, 9の基準を満たしていること。「ユースエール認定企業」については、過去3年間

に若手(35歳未満)を新規雇用し公告日までの雇用継続、インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種資格取得への支援等若手技術者の確保・育成に取り組んでいる実績も加点評価対象とする。

なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。

注9) 証明する写し等の書類の提出がない場合や内容の不備(資格等の有効期間が公告日前で失効している場合や証明書類が不鮮明で判読できない場合を含む)により確認できない項目は、加点評価対象としない。

総合評価落札方式による評価の基準【素材生産】

(令和2年8月3日以降適用)

① 必須項目（標準点）の基準

評価項目	評価基準		評価点
実施体制	事業期間の設定の適切性	事業計画の工程表（別紙様式7）で公告の事業期間内となっていれば適切と認める	3項目すべてが適切と認めれば 100点
	工程管理の適切性	事業計画の工程表（別紙様式7）で公告の作業方法で適切な作業の進行計画となっていれば適切と認める	
	事業実施に必要な有資格者の有無	配置予定技術者の資格・経験及び従事予定の技能者の資格等（別紙様式3、4-1、4-2）で公告の資格要件を満たしていれば適切と認める	

② 加算項目（加算点）の基準

評価項目	評価基準		評価点
事業計画	事業計画上の考慮事項についての工夫・提案	事業実施の目的等を考慮し、低コスト作業への取組、残存木の損傷配慮、次年度以降の施業に配慮した森林作業道計画となっている提案の採択件数により加点評価する	配点 50点
	工程管理についての工夫・提案	現地の状況や気象条件を踏まえた作業時期の設定等・工程管理が適切に行われている提案の採択件数により加点評価する	
	示された課題についての工夫・提案	自然環境への配慮、生産性向上への取組等が適切に行われている提案の採択件数により加点評価する	
	品質管理についての工夫・提案	発注者が指定した工法等における品質の確認方法及び管理方法に係る提案の採択件数により加点評価する	
	安全対策についての工夫・提案	作業時の安全確保に関する具体的取組が提案の採択件数により加点評価する	
一貫作業計画	造林経費削減の工夫・提案	集材、枝条整理等の作業が的確に実施出来る具体的取組の提案の採択件数により加点評価する	配点 30点 (一貫作業の場合に限る)
	林業機械等の活用の工夫・提案	造林作業を省力・省略化する具体的取組の提案の採択件数により加点評価する	
	確実な更新と保育経費縮減の工夫・提案	植栽木の生長促進、下層植生の繁茂抑制に係る具体的取組の提案の採択件数により加点評価する	
企業の実績	同種事業の実績	国有林、国の機関、都道府県又は市町村（以下「国有林等」という）の事業における元請・下請実績について加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前15ヶ年度内の実績）	配点 19点
	事業成績評定点	評定の結果により加点評価する（公告日が属する年度の前年度以前2ヶ年度の平均点）	
	事業に関する表彰実績	国有林等における同種事業の表彰実績により加点評価する（公告日以前10年間）	
	本店、支店又は主たる営業所の所在地の有無	当該事業実施県内等の拠点の有無について加点評価する	
	低入札の有無	低入札調査対象となったことがないか、または調査対象となっ	

		た事業の成績評定点のすべてが一定点以上の場合加点評価する (公告日が属する年度の前年度以前2ヶ年度)	
配 置 予 定 技 術 者 等 の 能 力	配置予定技術者の事業経験	国有林等における、同種の事業実績について加点評価する(公告日が属する年度の前年度以前15ヶ年度)	配点 12点
	配置予定技術者等の保有資格(事業に従事する予定の全ての者を対象)	技術士・技術士補(森林部門、環境部門)、林業技士(林業機械及び林業経営部門)、作業士(都道府県知事認定)等、技術職員(造林又は素材生産の事業者の実行に関し専門的な知識を持つ者(公告日が属する年度の前年度以前10ヶ年度以上の経験を有する者))の有無について加点評価する(各資格は有効期限内のものに限る)	
	配置予定技術者等の研修等の受講状況(同上)	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設・森林作業システム・高度架線技能研修者育成研修等に関する研修の受講者について加点評価する 林業に関する継続教育(CPD)を受講しているかについて加点評価する(公告日が属する年度の前年度)	
地 域 へ の 貢 献	災害協定の有無	国有林等又は国有林以外の国との協定等について加点評価する	配点 29点
	防災活動に関する表彰の実績	国有林等又は国有林以外の国からの表彰・感謝状の実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	ボランティア活動(防災活動に関する表彰を除く)の実績の有無	国有林等又は国有林以外の国における地域連携活動、社会貢献活動、防災情報の提供、災害復旧時の機械・資材・労務の提供等の実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	有害鳥獣捕獲に関する協力の実績	有害鳥獣捕獲に係る従事者証の交付実績の有無(直接雇用する者を含む)及び有害鳥獣捕獲への協力の実績の有無について加点評価する(公告日以前2年間)	
	国土緑化活動等に対する取組み	分収育林、分収造林、法人の森又はその他の森林づくり活動について、国有林での取組の実績(公告日以前10年間)、分収育林・分収造林の契約の実績又は国有林以外での当該取組実績(公告日以前2年間)について加点評価する	
	地域の民有林管理への貢献	森林経営管理法に基づき経営管理実施権の認定等を市町村から受けているか、森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として都道府県から公表されているか、又、「育成を図る林業経営体」としての認定の有無、森林経営計画を自ら作成し認定を受けた否か及び前年度における民有林で森林整備を請け負った実績について加点評価する	
	作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の過半数が、当該事業実施箇所を管轄する森林管理署等の管内に居住しているかについて加点評価する	
企 業 の 信	伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定(所属する業界団体等が作成した規範を含める)しているかについて加点評価する	配点 50点
	月給制への対応	事業に従事する作業員に月給制を導入しているかについて加点	

頼性	評価する
作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の50%以上が直接雇用かつ常用雇用者であるかについて加点評価する
労働福祉の状況	事業に従事する作業員のうち、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の実績について加点評価する
働き方改革の取組	労働生産性の向上、現場従事者の技術向上、休暇日数の確保等に取り組んでいる実績について加点評価する
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組の推進の事実（「えるぼし・プラチナえるぼし認定企業」女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けその実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していることの有無。「くるみん・プラチナくるみん認定企業」「ユースエール認定企業」）の有無及び若手技術者の雇用、確保・育成等について加点評価する
安全対策	・休業4日以上労働災害の有無について加点評価する（公告日以前1年間） ・直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいるかどうかについて加点評価する
林業事業経営体登録の有無	「林業事業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24.2.28長官通知）に基づく認定の有無について加点評価する
不誠実な行為	国有林の発注事業（立木販売含む）において、指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたことがないことについて加点評価する（公告日以前2年間）

注1) 国の機関とは、独立行政法人をいう。

注2) 国有林とは、林野庁、各森林管理局（事務所を含む）・各森林管理署等をいう。

注3) 国有林等とは、国有林、国の機関、都道府県または市町村をいう。

注4) 配置予定技術者等の保有資格における「造林又は素材生産の事業の実行に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者」とは、入札公告日以前10年以上あること、かつ年間少なくとも1回以上従事している者とする。

注5) 地域の民有林管理への貢献における森林経営管理法に基づく経営実施権の認定の有無、森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者としての公表の有無、又、「育成を図る林業経営体」に都道府県から選定されているかの有無については、複数の認定等に該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

注6) 作業員の地元雇用については、住所を証明する書類として免許証等の公的書類の写しを添付すること。なお、個人情報保護の観点から、氏名と住所（市町村までとする）以外の項目は黒塗りとする。

注7) 伐採・造林に関する行動規範の策定については、策定した行動規範の写し及び所属する業界団体が策定した行動規範の写しを添付すること。

注8) ワーク・ライフ・バランス等の推進における「えるぼし・プラチナえるぼし認定企業」については、女性の職業生活における活躍に関する法律に基づく認定を受けその実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表しているか、一般事業主行動計画を策定していること。（策定義務の無い事業主に限る）「くるみん・プラチナくるみん認定企業」については、認定基準7、

8, 9の基準を満たしていること。「ユースエール認定企業」については、過去3年間に若手(35歳未満)を新規雇用し公告日までの雇用継続、インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種資格取得への支援等若手技術者の確保・育成に取り組んでいる実績も加点評価対象とする。

なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。

注9) 証明する写し等の書類の提出がない場合や内容の不備(資格等の有効期間が公告日前で失効している場合や証明書類が不鮮明で判読できない場合を含む)により確認できない項目は、加点評価対象としない。